

平成27年度



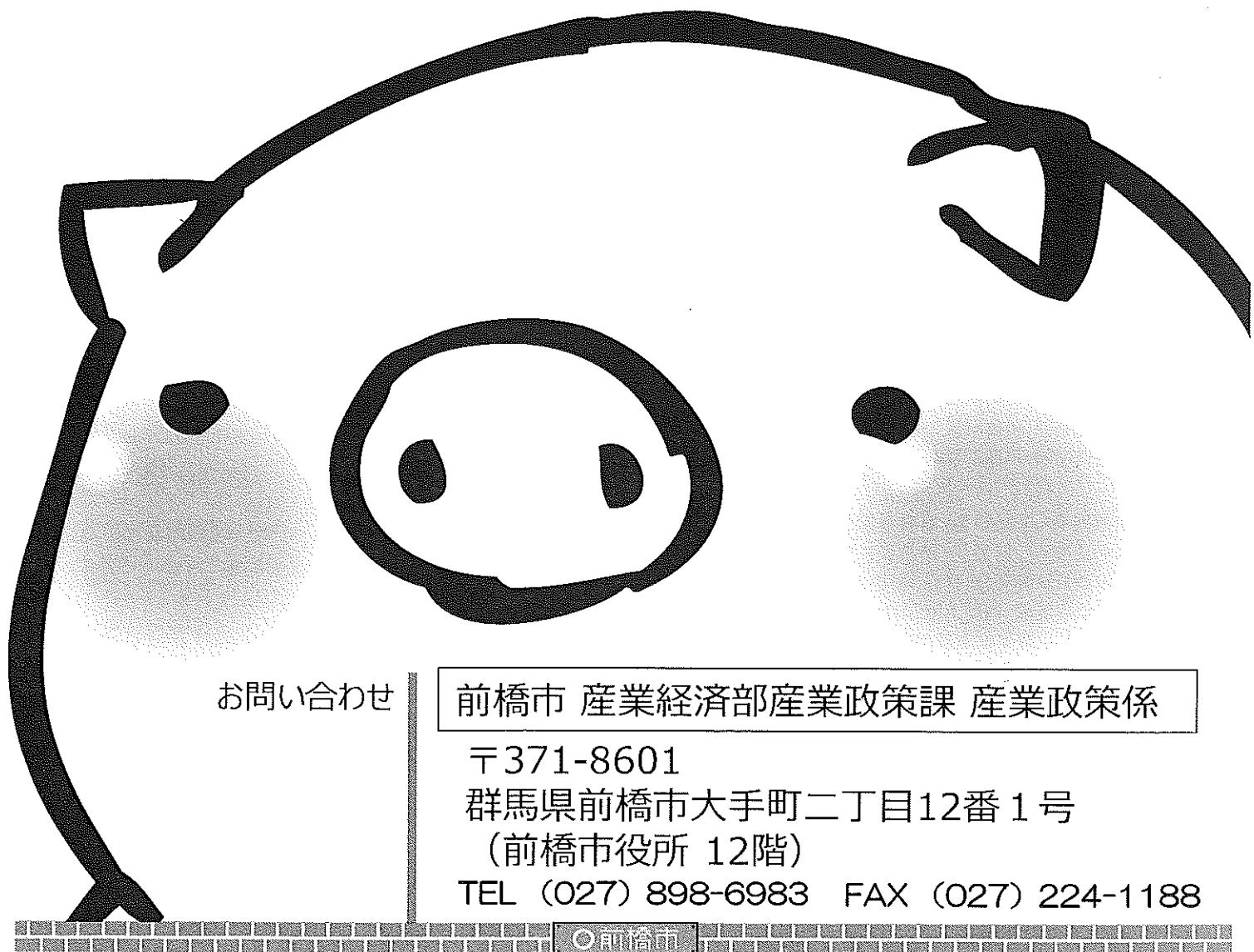
産業施策

群馬県前橋市

# 産業施策ガイド

目次

補助制度	...2
産学官連携	...3
融資制度	...4
経営支援	...4
企業誘致	...5
創業支援	...6
勤労者支援	...7



お問い合わせ

前橋市 産業経済部産業政策課 産業政策係

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
(前橋市役所 12階)

TEL (027) 898-6983 FAX (027) 224-1188

# 前橋市 企業への支援メニュー

- 事前** 事業実施前に申請が必要
- 大** 大企業が利用可能

各支援メニューについての詳細は、  
▶ 表紙にある前橋市役所 産業政策課までお問合せください。

## ■ 補助制度

### 1 國際見本市各種展示会等出展費補助金

中小企業の見本市等への出展に係る費用の一部を補助し、自社製品・自社技術の販路開拓の支援を行います。

◇補助対象経費:出展小間料、装飾費

◇補助金額:対象経費の50%以内

(補助上限30万円。ただし、2回目利用者は25万円、3回目利用者は20万円が上限となります。)

◇受付期間:平成28年1月4日～1月29日

### 2 人財スキルアップ補助金

中小企業が行う人材育成に要する費用の一部を補助します。

◇補助対象経費: ①社内研修に要した費用(社外講師謝礼および会場使用料)

②各種セミナー・技術講習会の受講料

③生産性向上のために取得した資格に係る試験受験料

※費用については、企業が負担したものに限ります。(個人負担分は対象外です。)

◇補助金額:補助対象経費の50%以内(補助上限10万円)

◇受付期間:平成28年1月4日～1月29日

### 3 中小企業機械設備導入資金補助金

中小企業(製造業、建設業のみ)が、生産性の向上などのためにリース契約により導入した機械設備のリース料の一部を補助します。

◇補助対象経費:リース契約により、市内に設置した生産・加工または修理用の機械設備

◇補助金額:リース契約時の物件価格の2.0%以内(補助上限100万円)

◇受付期間:平成28年1月4日～1月29日

### 4 新製品・新技術開発費補助金 **事前**

新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を補助し、開発に意欲的に取り組む中小企業を支援します。

◇補助対象経費:原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費

◇補助金額:対象経費の50%以内 (補助上限110万円)

◇受付期間:平成27年6月1日～10月30日

### 5 前橋市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金 **事前**

中小企業が、新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を群馬県と共同で補助します。

◇補助対象経費:原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費

◇補助限度額:補助上限80万円(群馬県:40万円 前橋市:40万円)

※ただし、事業者負担 20万円以上

◇受付期間:平成27年4月1日～平成27年5月15日

### 6 環境配慮型企業を支援する補助金 **事前**

地球温暖化対策など環境への負荷の低減のため、緑地設置や屋上・壁面緑化の整備、また環境マネジメントシステム認証取得する企業に対し、経費の一部を補助します。

◇補助対象事業:①緑地設置事業(1,000m<sup>2</sup>以上の事業所) ②屋上緑化事業 ③環境マネジメントシステム認証

取得事業(ISO14001、エコアクション21、エコステージ)

◇補助金額:対象事業に要した経費の30%以内(上限①300万円 ②150万円 ③20万円)

◇受付期間および採択方法:随時受付(先着順で採択します。)

## 7 中小製造業等効率化設備導入補助金 ※平成29年まで限定の補助金です。

### 『Aタイプ』 **事前**

生産性向上、合理化、省力化、省エネ化設備、加工、生産性管理用計算機設置等に要する費用(100万円以上の事業。小規模企業者は30万円以上の事業。)の一部を補助します。

◇補助率:1/5(補助上限150万円) ◇受付期間および採択方法:随時受付(先着順で採択します。)

※市内で1年以上継続して操業を行う中小製造業に限ります。

### 『Bタイプ』 **大** **事前**

既存の照明設備、空調設備を高効率照明設備、高効率空調システムに更新及びBEMS新規導入費用(100万円以上の事業。小規模企業者は30万円以上の事業。)を補助します。

◇補助率:1/3(補助上限75万円)

※市内で1年以上継続して操業を行う事業者(一部対象外業種有)に限ります。なお、事業の施工は市内企業への発注に限ります。

◇受付期間および採択方法:随時受付(先着順で採択します。)

### 【進出企業特例要件】

AタイプおよびBタイプともに本市の工業専用地域または平成26年3月31日に解散した前橋工業団地造成組合が造成した造成地内(住宅団地の用に供するものを除きます。)若しくは群馬県企業局が造成した造成地内に2,000平方メートルを超える土地を取得し、または賃借し、自ら事業活動を行おうとする者については、以下の取扱いも可能です。

Aタイプ:大企業(製造業)の申請

Bタイプ:新規の高効率照明設備、空調設備導入

## 8 事業拡張サポート補助金 **事前**

工業団地内の既存の事業所敷地内に工場、物流施設等を増設または建替えする事業者に対し、補助を行います。

(事前の手続きが必要になります。詳しくは産業政策課企業立地推進室【TEL:027-898-6984】へお問い合わせください。)

◇対象区域

①本市の工業専用地域内 ②旧前橋工業団地造成組合または群馬県企業局の造成地内(住宅用地を除く)で①以外の地区

◇対象・要件

製造業者で既存建築面積が①500m<sup>2</sup>以上②1,000m<sup>2</sup>の事業所:建築面積①500m<sup>2</sup>以上②1,000m<sup>2</sup>の工場の増設等

物流業者で既存建築面積が①2,000m<sup>2</sup>以上②5,000m<sup>2</sup>の事業所:建築面積①2,000m<sup>2</sup>以上②5,000m<sup>2</sup>の物流施設の増設等

※市内で3年以上継続して事業を行っている事業者に限ります。

◇補助内容

・施設設置補助金:増設等に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を3年間補助

・雇用促進補助金:増設等に伴い、本市市民を新規に常時雇用し、1年以上継続した場合に、新規雇用者1人につき  
10万円を1回交付(補助上限200万円)

## 9 前橋市特例子会社設立補助金 **大** **事前**

前橋市内に特例子会社を設立した企業に対して、設立時に要する初期費用の一部を補助します。

◇補助率:2/3以内(補助上限500万円)

◇補助事業者:障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する親事業主またはその特例子会社

◇補助対象経費:特例子会社の設立に係る施設整備費および備品購入費(特例子会社の設立および設立後6か月以内に要する経費)

◇受付期間:随時受付

## 産学官連携

### 1 産学官金連帯フェスタ

県内の大学や公設試験研究機関等の講師による新製品開発のための発表会、交流会を開催します。開催は11月上旬を予定しています。

### 2 長期対応型 新製品・新技術開発費補助金 **事前**

中小企業等が、新製品・新技術を開発するための経費を補助します。(最大で3年間まで継続可能)

◇補助対象経費:原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費

◇補助金額:補助対象経費の1/2以内(成長分野2/3) 補助上限:200万円 ◇受付期間:平成27年4月1日～5月15日

### 3 公募型共同研究費補助金(前橋工科大学との共同研究費補助) **大** **事前**

県内企業が新製品や新技術開発のため前橋工科大学と共同研究開発を実施した場合にかかる経費の一部を補助します。

◇補助対象経費:機械装置費、原材料費、外注加工費、共同研究契約費、出願費、印刷製本費等の経費

◇補助金額:2/3以内(補助上限500万円) ◇受付期間:平成27年4月1日～平成27年5月15日

### 4 御用聞き型企業訪問

前橋市・前橋商工会議所・前橋工科大学が共同で企業を訪問し、企業の技術的・経営課題の解決に向け支援します。3者による訪問をご希望される方はお気軽にお問い合わせください。

# 融資制度

## 1 企業設備資金

設備の近代化・省力化や公害防止設備等の充実を図るための資金を融資します。

◇融資限度額:

①1億円

ただし、製造業・建設業・鉱業・採石業・砂利採取業・情報通信業・運輸業・郵便業の場合は、②③となる。

②機械器具装置等 3億円 ③工場・事務所の建築およびそれに係る土地購入 5億円

◇融資利率:年2.0%以内(保証付き年1.6%以内) ◇融資期間:10年以内

## 2 中小企業情報化推進支援資金

経営システムの合理化やインターネット技術を用いた事業展開を行うための、情報通信機器のハードウェア・ソフトウェアの購入費用や運用するためのソフトウェア開発費用を融資します。

◇融資限度額:3,000万円 ◇融資利率:年1.0%以内 ◇融資期間:10年以内

## 3 中小企業研究開発支援資金

新製品・新技術開発、新たな分野への進出、国際認証取得に関する事業に対し融資します。

◇融資限度額:2億円 ◇融資利率:年1.0%以内 ◇融資期間:10年以内

## 4 小口資金・経営振興資金

商品の仕入れなどの運転資金や機械設備、事務所等の新築・増改築などの設備資金を融資します。

経営振興資金(通称「前経」)は、小口資金を利用し、さらに資金が不足する場合に利用できます。

◇融資限度額:小口1,250万円、前経1,500万円 ◇融資利率:年2.3%以内

◇融資期間:小口 運転資金6年以内 設備資金8年以内、前経 運転資金7年以内 設備資金9年以内

◇その他:別途信用保証料が必要(ただし、県と市がその一部を補助しています。)

## 5 経営安定資金(経営振興資金特別融資)

急激な景気悪化に対する前橋市の緊急経済対策として、下記の要件を満たした方に対して融資します。

◇融資限度額:3,000万円(経営振興資金融資残額がある場合は、3,000万円から融資残額を引いた額)

◇融資利率:年1.5%以内 ◇融資期間:運転資金7年以内

◇融資要件:次のいずれかに該当すること ※それぞれの詳細はお問い合わせください。

①関連倒産防止 ②受注、売上減少 ③セーフティネット保証関連

◇その他:別途信用保証料が必要(ただし、市がその一部を補助しています。)

## 6 省エネ設備導入資金融資

太陽光発電設備、高効率空調設備、高効率照明設備、廃熱利用システム、自家発電設備等の省エネ設備を導入するための資金を融資します。

◇融資限度額:1億円 ◇融資利率:年1.2%以内 ◇融資期間:10年以内

## 7 中心商店街にぎわい資金

中小企業者の方が市内の活性化区域等において、店舗の改装や、販売設備・駐車場施設の設置などに要する資金を融資します。また、商店街協同組合などが共同施設を設置するなどの設備資金としても利用できます。

◇融資限度額:1億円 ◇融資利率:年1.0%以内(保証付き年0.8%以内) ◇融資期間:10年以内

## 8 短期サポート資金

売掛債権未収入金や受注増による仕入資金、外注費など短期的な運転資金を融資します。

◇融資限度額:2,000万円 ◇融資利率:年1.7%以内(保証付き年1.5%以内) ◇融資期間:1年以内

# 経営支援

## 経営セミナー・講演会

経営者、監督者、従業員を対象にした各種セミナー・時局講演会を開催します。

# 企業誘致

## ■企業誘致

### 1 企業誘致優遇制度

工業団地等の土地を取得し、事業所の新設等を行う事業者に対し助成を行っています。

(事前の手続きにより優遇措置の指定が必要になります。詳しくは企業立地推進室【TEL:027-898-6984】へお問い合わせください。)

助成金の名称	優遇措置の内容	助成期間 または回数	助成金の 限度額
施設設置助成金	新設等した事業所に係る固定資産税・都市計画税相当額を助成します	3年	なし
事業促進助成金	新設等した事業所に係る事業所税相当額を助成します	3年	なし
雇用促進助成金	新設等した事業所において、本市市民を新規に常時雇用し、1年以上継続した場合に、新規雇用者1人につき10万円を助成します	1回	200万円
緑地設置助成金	事業所の新設に伴い、緑地を設置した場合、緑地設置費用の30%を助成します	1回	300万円
水道料金助成金	新設等した事業所で使用した水道料金を30%を助成します	3年	100万円 (1年あたり)
用地取得助成金	市条例で定めた土地を購入し、事業所を新設等した場合、土地取得代金の10%を助成します	1回	1億円
埋蔵文化財 発掘調査助成金	市条例で定めた土地を購入し、事業所新設の際に、埋蔵文化財の発掘調査を実施した場合、埋蔵文化財発掘調査費の50%を助成します	1回	1,000万円

### 2 企業誘致促進資金融資

前橋市企業誘致条例の指定者およびその見込みの者に対し融資します。

◇融資額:6億円以内 ◇融資利率:年1.5%(保証付:1.1%以内) ◇融資期間:12年以内

◇資金使途:土地取得、事業所新設・購入資金、事業所開設にかかる設備導入資金

## ■工場立地法

### ・緑地面積率等の緩和内容

本市では、工場立地法により規制されている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積要件について、市条例により、下記のとおり緩和しています。

区域	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域および工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以上
準工業地域および多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以上
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	25%以上
【参考】国の基準(法準則)	20%以上	25%以上	25%以上

# 創業支援

## 1 創業支援塾

新しい事業、新分野への進出に対するチャレンジ企業を育てるためのセミナー『創業支援塾』を開催し、地域産業の活力となる起業家の育成を図ります。(参加費無料)

◇対象者:新たに前橋市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方(開業後5年以内)

◇内 容:中小企業診断士や金融機関の方を講師に招き、5回の講座学習の中で、創業準備や資金運用、経営ノウハウについて学びます。(前期:5~6月予定、後期:11~12月予定)

◇メリット:この事業は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」に認定されており、全受講時間の8割以上出席された方は、市が認定証を発行いたします。認定証があると、前橋市内で法人設立時(法人成りは不可)の登録免許税(最低15万円)が半額となります。また、融資を受ける際の創業保証の枠も1,000万円から1,500万円に拡大されます。

## 2 創業支援コンサルティング

創業予定または創業間もない起業家が抱える様々な課題解決のために相談業務を実施し、起業家の育成支援を図ります。また、創業サポート総合制度との併用も可能です。(申込費無料)

## 3 起業家独立開業支援資金

前橋市内で新規に独立開業しようとする方(事業開始後3年未満の方等を含む。)、また、会社が新たに市内に設立(分社)した中小企業者(設立後5年未満)を対象に、開業のために必要な運転資金・設備資金を融資します。

◇融資対象事業:中小企業信用保険法が定める特定事業。(一部例外あり)

◇融資限度額:5,000万円 ◇融資利率:年1.0%以内 ◇融資期間:10年以内

## 4 創業サポート総合制度

前橋市内で新規に独立開業しようとする方(事業開始後3年未満の方を含む)を対象に、中小企業診断士による経営面でのサポートのほか、制度融資に係る利子と保証料の一部の補助を行う先進的な制度です。

- ◇サポート内容:
  - ①中小企業診断士による最大8回の無料コンサルタント
  - ②起業家独立開業支援資金融資制度の支払利子の3年分を補助
  - ③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助(年1%を上限)

◇条件:

- ①起業家独立開業支援資金、群馬県または日本政策金融公庫の創業関連融資のいずれかを利用すること(利子・保証料補助は起業家独立開業支援資金融資のみ)。
- ②前橋市指定の中小企業診断士の診断を受け、制度利用許可を得ること。

## 5 まちなか店舗開店支援事業補助金 ※問合せ先:にぎわい商業課まちなか再生室(Tel:027-230-8866)

中心市街地の空き店舗(前店舗の退去日から原則3ヶ月以上経過)を利用して、新たに小売、飲食、サービス業等を営み商店街を活性化させる意欲がある、事業者を支援します。※3年以上継続して営業する店舗が対象。

◇補助対象事業:市が指定する活性化区域内で、上記事業を新たに営み、商店街活動等に参加するもの。

(夜間のみの営業や諸法令や公序良俗に反するものは除きます。)

◇補助率:対象経費の1/2以内

◇補助限度額:重点区域 200~500万円 活性化区域 125~350万円 (いずれも店舗床面積による)

◇補助内容:内装、外装、空調、水回り設備等の改装費用(備品・設備購入費用は除く)

## 6 中心市街地オフィス開業支援事業補助金 事前 ※問合せ先:にぎわい商業課まちなか再生室(Tel:027-230-8866)

中心市街地の空きオフィス(前事業所の退去日から原則3ヶ月以上経過)に新規開業する事業者を支援します。

◇補助対象事業:市が指定する区域内で、上記事業を5年以上新たに営むもの。

◇補助率:改修工事等に要する費用の1/2および新規正規雇用者1人につき20万円

◇補助限度額:150~1,000万円 (オフィス面積による)

◇補助内容:内装、外装、空調、水回り設備等の改装費用(備品・設備購入費用は除く)、人材育成費および教育研修費として新規正規雇用者1人につき20万円

## 7 起業家交流会

起業して間もない方やこれから起業を検討している方を対象とした交流会を実施します(予定)。

情報交換や人脈作り、モチベーションアップにお役立てください。個別相談会も実施する予定です。

## 8 インキュベーション・チャレンジショップ事業

起業して間もない方やこれから起業を検討している方が、低価格で利用できるオフィスやお試し起業(飲食・物販等)ができるチャレンジショップを開設予定です。事業が成功するよう、オフィスに入居しながら各種専門家の指導を受けることができます。

## 9 事業継承マッチング事業 ※問合せ先:(一社)前橋起業支援センター(Tel:027-221-2500)

後継者問題や様々な理由から事業の廃業及び譲渡を検討している方と、これから事業を行おうと考えている方や異業種進出を検討している方を結びつけ、事業が承継されるよう支援を行います。廃業及び譲渡、起業および異業種進出を検討されている方はご相談ください。

## 10 学生起業セミナー

高校生・大学生に対し、若手起業家による起業セミナーを実施します。

## 11 よろず相談会

まえばし創業支援ネットワークとして連携した、日本政策金融公庫前橋支店(事務局)、前橋商工会議所・東部商工会・富士見商工会、関東甲信越税理士会前橋支部、群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会前橋支部、群馬県中小企業診断士協会、前橋起業支援センターの8機関が合同相談会を実施し、創業者に対しワンストップサービスを行います。(時期未定)

# ■ 勤労者支援

## ■ 中小企業者向け補助制度

### 1 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者:市内に主たる事業所を有し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の第1期支給決定通知を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

◇対象労働者:市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者およびひとり親家庭の父母

◇交付金額:①短時間労働者以外...対象労働者1人につき20万円

②短時間労働者(※)...対象労働者1人につき10万円

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

### 2 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者:市内に主たる事業所を有し、国の両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援助成金)(※)または中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

※子育て期短時間勤務支援助成金は平成26年度で終了予定(経過措置あり)であり、平成27年4月以降

は、キャリアアップ助成金(短時間正社員コース(多様な正社員コースに改称予定))が対象となる予定です。

◇対象労働者:市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者

◇交付金額

(1)国の両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援助成金)の支給対象労働者

①1人目(補助事業者が初めて国の助成金の適用を受けた者)...20万円

②2人目以降...1人につき10万円

(2)国の中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)の支給対象労働者 1人につき10万円

### 3 前橋市中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約による新規加入時、追加加入時の月額掛金のうち、被共済者に係る共済契約締結日の属する月から起算して12か月以内のものに補助金を交付します。

◇交付対象者:以下の退職金共済契約を締結した中小企業者

①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの

②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの

◇交付金額:新規加入の場合掛金の20%、追加加入の場合掛金の10%

## ■ 勤労者向け融資制度

### 前橋市勤労者生活資金

勤労者福祉の増進と文化的生活の維持向上を目的とし、市内の勤労者の生活に必要な資金を融資します。

◇資金用途:教育費、育児休業および介護休業に伴う生活費、医療費、冠婚葬祭費、消費財購入(自動車等)、家屋簡易工事等

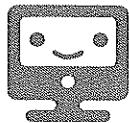
◇融資対象者:市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤続する勤労者の方。ただし、自営業者・事業所得者・会社の経営者および役員等は利用できません。

◇融資限度額:200万円

◇融資利率:(教育費、育児・介護休業に伴う生活費)年1.9%以内 (その他)年2.1%以内 ※別途保証料が必要

◇融資期間:(教育費)10年以内 (その他)5年以内

◇申込窓口 :中央労働金庫市内3店舗 (審査の結果、融資利用のご希望に添えない場合があります。)



前橋市の産業振興に関する情報や申請書のダウンロード等、詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>



◇ 前橋市の補助金情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>中小企業経営支援および助成制度  
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/333/index.html>



◇ 融資の情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>中小企業融資制度  
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/334/index.html>



◇ 工業団地のページはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>工業団地  
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/335/index.html>



◇ 労働施策のページはこちらから

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>雇用・労働(事業者向け)  
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/007/index.html>



◇ 産学官連携に関するページはこちら

掲載場所: ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>産学官連携  
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/006/index.html>



前橋市